

ようごせつめいいちらん
◎用語説明一覧

掲載ページ	ようご 用語	せつめい 説明
※1 (表紙)	ち い き きょうせいしゃかい じつげん 地域共生社会の実現	「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方です。
※2 (3 ページほか)	みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けた人です。それぞれの地域において、住民の見守り活動や福祉・子育てなどのお困りごとに関する相談活動を行っています。
※3 (3 ページほか)	ち く ふくし いいん 地区福祉委員	市内に 33 の地区福祉委員会が組織され、地域の特徴や実情に合わせた助け合い・支え合い活動を行っています。自治会、高齢クラブなど、地域の団体から参加する人や、民生委員、ボランティアなど、多くの市民が地区福祉委員として活動しています。
※4 (3 ページほか)	ち い き ほうかつし えん 地域包括支援センター	介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。
※5 (3 ページほか)	しくちょうそん (市区町村) しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	地域福祉を推進する団体として社会福祉法に規定され、各市区町村に1つ設置されています。福祉のまちづくりを地域ぐるみで推進する民間の自主的組織として、地域住民や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成されています。
※6 (3 ページ)	コミュニティソーシャル ワーカー (CSW)	地域密着の生活・福祉の相談員です。地域で、悩みごとや困りごとを抱えた方の話を聞き、関係機関等と連携して解決の支援を行い、地域福祉の推進役として活動しています。
※7 (3 ページ)	スクールソーシャル ワーカー (SSW)	子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校や家庭が抱える課題に対し、環境面からのアセスメントに基づき、専門的な知識と技術で福祉的支援を行います。教職員や保護者と連携し、相談に応じたり、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携を図ります。社会福祉士または精神保健福祉士等の資格が必要です。

けいさい 掲載ページ	ようご 用語	せつめい 説明
※8 (8ページほか)	あか は ね きょうどうぼきん 赤い羽根共同募金	しゃかい ふくしほう さだ ちいき ふくし すいしん 社会福祉法に定められた地域福祉推進のための ぼきん おおさかふきょうどうぼきんかい はいぶんけつていいいんかい 募金です。大阪府共同募金会の配分決定委員会での しんぎ へ しゃかいふくしきょうぎかい ふくししせつ はいぶん 審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分さ れ、福祉活動に活用されます。
※9 (13ページ)	けんりようご 権利擁護	じ こ けんり ひょうめい こんなん ね 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの こうれいしゃ にんちしやう こうれいしゃ しょう しゃ こども 高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子供などの ニーズ表明を支援し代弁することです。
※10 (14ページ)	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	にんちしやう ちてきしやう せいしんしやう りゆう はんだん 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断 のうりよく ふじゆうぶん ひと けんり ざいさん まも せいど 能力が不十分な人の権利や財産を守る制度です。 せいねんこうけんせいど ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の しゅるい ほうていこうけんせいど かていさいばんしよ せいねん 2種類があり、法定後見制度は家庭裁判所が成年 こうけんにとんう せいねんこうけんしん ほさにん ほじょにん せんにん 後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、 にんいこうけんせいど だいにんにん にんいこうけんしん 任意後見制度は代理人(任意後見人)をあらかじめ じぶん えら 自分で選ぶものです。
※11 (16ページ)	さいがいじようえんごしやしえん 災害時要援護者支援 せいど 制度	さいがいじ さいがい はっせい ばあい じゆうど 災害時や災害が発生するおそれがある場合に、重度 の障がいや要介護状態にあり自ら避難すること しやう しょうかいこじやうたい みずか ひなん が困難で、避難するために特に支援が必要な在宅の こんなん ひなん とく しえん ひつよう ざいたく 方(災害時要援護者)に対し、安否確認や避難誘導 かた さいがいじようえんごしや たい あんひかくにん ひなんゆうどう などの支援が適切かつ円滑に行えるよう、地域支援 しえん てきせつ えんかつ おこな ちいきしえん 組織との連携により、地域で支え合う安心・安全の そしき れんけい ちいき ささ あ あんしん あんぜん ネットワークづくりを目指すものです。
※12 (16ページ)	ふくしひなんじょ 福祉避難所	さいがいじ こうれいしゃ しょう しゃとう いっぱん ひなんじよせいかつ 災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活に なん とくべつ はいりょ ひつよう ひと たいしやう おいて何らかの特別な配慮を必要とする人を対象 かいせつ ひなんじよ しゃかいふくしじぎやう おこな しせつとう に開設する避難所です。社会福祉事業を行う施設等 のうち、一定の条件を満たす施設を市で指定してい います。
※13 (16ページ)	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	さいがいじ さいがい はっせい ばあい たす 災害時や災害が発生するおそれがある場合に、助け あ せいしん じしゅてき かつどう すいしん 合いの精神による自主的な活動を推進するため、 へいじやう じ さいがい そな けいはつかつどう ぼうさいくねん 平常時から災害に備えて啓発活動や防災訓練など おこな ちいきじゆうみんとう ちゆうしん じしゅてき けっせい を行う地域住民等を中心として自主的に結成さ れた組織です。 ちやうないかい きぎやう がっこう ちいき とう 町内会や企業、学校、地域サークル等さまざまな たんい けっせい 単位で結成されています。